

2025年（令和7年）8月吉日

さくら共同法律事務所 顧問会社・クライアント様 各位

令和7年10月8日（水） さくら共同法律事務所 主催
法律セミナー及び軽食付き懇親会（無料）
ご案内

謹啓 晩夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当事務所をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

当事務所は、顧客の皆様に対して有益な法務関係情報を継続的にご提供することが、当事務所の重要なサービスの一つと考えて、法律セミナーを継続的に実施して参りました。この度、下記のとおりハイブリッド方式（会場ご出席+オンライン視聴）での無料のセミナー及び軽食付き懇親会を、当事務所地下会議室において開催することといたしました。

今回も、所長弁護士河合弘之よりご挨拶を申し上げますとともに、パートナー弁護士の千原曜とその相方となる弁護士が軽妙に掛け合いを行う「トークライブ」形式により、「楽しく分かりやすく学ぶ」というコンセプトにて実施させていただきます。また、セミナー後に、同じ会場にて、コンパクトな軽食付き懇親会（予約制）を開催しますので、是非、御参加ください。

恐れ入りますが、①セミナー（会場ご出席）は、定員40名（各社2名様まで）にて、②軽食付き懇親会は、定員40名（各社2名様まで）、③セミナーオンライン視聴は、定員250名にて締め切らせていただきます。

謹白

記

開催日 2025年（令和7年）10月8日 水曜日

セミナー 15時～17時（開場14時40分）

※会場での実施とともにオンラインで配信いたします。

※本法律セミナーは録画させていただきます。参加者の顔などが映らないように配慮した上で、後日、録画した映像をアーカイブ配信いたしますので、予めご了承ください。

軽食付き懇親会 17時10分～18時

※アルコールを含むフリードリンクのほか、事前にご希望された方には（予約制）、軽食をご用意いたします。

内 容

【ご挨拶】 所長弁護士 河合 弘之 （15分）

【セミナー】 第1部 カスタマー・ハラスメント対応の実務と法的留意点
（千原曜弁護士、金裕介弁護士／30分）

近年、社会問題としてカスタマー・ハラスメントの問題が深刻化しています。悪質な顧客からの不当な要求や言動は、従業員の心身に大きな負担をかけ、企業の生産性やブランドイメージを損なうだけでなく、離職率の増加にもつながりかねません。このような状況を受け、国や自治体では、企業に従業員を保護するためのカスタマー・ハラスメント対策を求める動きが加速しており、関連する法令や条例の整備も進み、東京都では今年4月から東京都カスタマー・ハラスメント防止条例が施行されています。本セミナーでは、当事務所が対応してきたカスハラ顧客への具体的な対応例を中心に、企業において制定すべきカスハラ対応マニュアル、実際にトラブルが発生した際の初期対応から、具体的な交渉方法等、企業が取るべき実践的な対策をわかりやすく解説します。

第2部 契約書締結に際して留意したい12個のポイント

(千原曜弁護士、小野沢庸弁護士／60分)

取引先との間で新規の取引が開始する見込みとなり、契約書を準備する段階となった場合、当方はどのような点に留意する必要があるでしょうか。もちろん、(a)契約書の内容自体のレビューが最も重要と考えられますが、特にどの条項に気を付ける必要があるでしょうか。また、契約書の内容以外の点でも、(b)そもそも契約書は当方と相手方のいずれが準備すべきであるのか、(c)社内における確認体制はどのように構築すべきか、(d)契約締結までのスケジュール感はどのように想定しておくべきか等、いくつかの重要ポイントが存在します。

本セミナーでは、このような、「契約書締結に際して留意したいポイント」を12個にまとめ、解説したいと思います（なお、この12個のポイントは、ある顧問先様が、契約管理における「10か条」として考案した内容をベースとしたものです）。

また、契約条項の中には、「キモ」となるべき重要なものがあります。例えば、損害賠償責任条項、契約不適合責任条項です。当事務所は、昨年、約12億円の損害賠償請求訴訟に勝訴しましたが、相手方企業において当該条項が不備であったことも大きな要因でした。このような「最重要条項」についても、実例を踏まえてご説明する予定です。

法務部門のご担当者様はもちろん、営業部門やその他の部門の方で、契約書に関する知識が全くない方でも役立つ内容です。

講師 弁護士 千原 曜
 弁護士 金 裕介
 弁護士 小野沢 庸

・法務ご担当者様に限らず、総務・人事等、幅広い部署の皆様に参加いただければ幸いです。

会場 (セミナー及び軽食付き懇親会)

東京都新宿区四谷本塩町4番15号 さくら共同ビル地下会議室

(※これまで会場にしておりましたコモレ四谷3階会議室とは異なります)

で、ご注意ください。)

[さくら共同ビルへのアクセスマップ](#)

- セミナーの写真を、当事務所のホームページに掲載する予定です。また、本法律セミナーは録画させていただきます。参加者の顔などが映らないように配慮した上で、後日、録画した映像をアーカイブ配信いたしますので、予めご了承ください。

(講師略歴)

◆河合 弘之 (かわい ひろゆき)

1944年4月18日旧満州生まれ。1968年東京大学法学部卒業。さくら共同法律事務所所長。

数々の大型経済事件でビジネス弁護士として活躍（平和相互銀行事件、国際航業事件、秀和对忠実屋いなげ屋事件、イトマン事件や最近ではスルガ銀行かぼちやの馬車事件で弁護団長として1500億円の債務を帳消、そごう・西武売却事件、フジテック・オアシス事件、朝日出版社のM&Aトラブルを担当）する一方、2011年3月11日の福島原発事故をきっかけに全国の原発差止訴訟弁護団をまとめ、自身も多くの弁護団に参加している。福島原発事故の責任を当時の役員らに問う東電株主代表訴訟の一審では世界の裁判史上最高額の13兆円強の損害賠償命令を勝ち取った。また、社会貢献活動として中国残留孤児、フィリピン残留日本人の国籍取得にも尽力している。

◆千原 曜 (ちはら よう)

1961年東京生まれ。85年司法試験合格。86年早稲田大学法学部卒業。88年に弁護士登録して、さくら共同法律事務所に入所し、94年よりパートナー弁護士。現在、約175社の顧問弁護士を務める。会社法、労働法、知的財産法等の企業法務上の一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・不正競争防止法等を専門分野とし、また、数多くの大規模企業再生・倒産事件を手掛けてきた。著書は『こんなにおもしろい弁護士の仕事』（中央経済社）、『Q&A連鎖販売取引の法律実務』（中央経済社、平成30年）、『中小企業法務部員のための法律知識』（中央経済社、令和3年）他多数。

◆金 裕介 (きん ゆうすけ)

1984年大阪府生まれ。2007年、東京大学法学部、2009年、東京大学法科大学院を卒業。2009年、司法試験合格。2010年、第二東京弁護士会に登録して、さくら共同法律事務所に入所。2022年、さくら共同法律事務所のパートナーとなる。不動産・金融・会社法・労働関連の訴訟・紛争解決案件を中心に企業法務案件や韓国関連法務案件等を取り扱っている。その他、スルガ銀行の不正融資問題や東京医大等による不正入試問題などの大型弁護団事件にも関与している。

◆小野沢 庸（おのざわ よう）

1977年東京生まれ。2001年、東京大学法学部卒業。2002年、東京大学大学院法学政治学研究科（専修コース）卒業。2004年、第一東京弁護士会登録。2010年、さくら共同法律事務所入所。会社法、知的財産法、倒産処理法等を専門分野とし、大規模M&A案件、事業再生案件を多数手掛ける。知的財産法に関する共著として相澤英孝他編『知的財産法概説』（弘文堂）などがある。

顧問会社・クライアント様には、別途、本ご案内書及び申込書をお送り致します。